

「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の充実のために

I 高知県安全教育プログラムに基づく安全教育の展開

安全教育は、児童生徒等が生涯にわたり自らの安全を確保するための基礎的な素養や社会の安全に貢献することができる資質・能力を育成するものであり、児童生徒等の命を守るうえで欠かすことのできない重要な教育活動である。また、想定外の事態にも児童生徒等が柔軟に対応することができるようになるためには、課題を見つけ、地域と連携しながら自ら考え探究的に学んでいくことが、これまで以上に求められている。安全教育においても「主体的・対話的で深い学び」が重要である。

本県では、安全教育の指針として、**高知県安全教育プログラム**（以下「安全教育プログラム」という。）を策定（平成25年3月震災編、平成26年2月気象災害編・交通安全編・生活安全編）し、これに基づく安全教育を推進している。

1 高知県安全教育プログラムと防災教育

南海トラフ地震をはじめとして、大雨や台風等による気象災害、交通事故や犯罪被害等の様々な危険から自らの命を守りきることができるよう、児童生徒等が発達段階に応じて安全に関する資質・能力を身に付けることができるような安全教育が求められている。

安全教育プログラムでは、総論とともに、震災編、気象災害編、交通安全編、生活安全編の各章ごとに、「全ての児童生徒等に身に付けさせたい基本的指導事項」を整理し、具体的指導事例として、1単位時間の展開例（学級活動・ホームルーム活動等）を示している。

【避難訓練・防災の授業】

特に、本県の児童生徒等が必ず経験するといわれている南海トラフ地震や気象災害に備えた災害安全（防災）については、全ての公立学校において年間3回以上の「避難訓練」の実施とともに、小学校及び中学校は全学年5時間以上、高等学校は3時間以上、特別支援学校は児童生徒等の実態に応じて「防災の授業」を年間指導計画に位置付け、全ての児童生徒等に必要な資質・能力を身に付けさせる「防災の授業」を実施することとしている。

2 本資料の位置付け

各学校において、様々な手法で安全教育が行われているが、1時間の授業や一つの活動を実施することが目的となっていないだろうか。学校全体の目標を踏まえ、児童生徒等にどのような資質・能力の育成を目指すのか1年間のゴールイメージを明確化し、各学年の計画に位置付けた実践を行うことが重要である。また、「児童生徒等に何ができるようになったか」という視点で検証し、内容や方法を見直し、学校安全計画の改善を図ることが重要である。

本資料は、こうした課題意識を踏まえ、安全教育プログラムの趣旨に基づき、学校における安全教育の更なる質的向上を図るために、安全教育の考え方や具体的内容を次のように整理している。

- 震災編、気象災害編、交通安全編、生活安全編の基本的指導事項を基に育成をめざす安全に関する資質・能力を発達段階ごとに整理
- 安全教育全体計画・学校安全計画（年間指導計画）を例示
- 単元構成による指導計画モデルを例示
- 安全教育の評価に関する考え方を整理
- 学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」の内容を掲載

【児童生徒等に育成を目指す安全に関する資質・能力の体系表 p19~26】

いかなる状況でも、まず、自分の命を守ることが大前提である。その上で発達段階に応じて身に付けることをめざす。

3 安全教育の目標

安全教育の目標は、「『生きる力』を育む学校での安全教育」（平成31年3月文部科学省）において次のように記載されている。

【安全教育の目標】

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

（知識・技能）

- 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

（思考力・判断力・表現力等）

- 安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしていたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしていたりする態度を身に付けていること。

（学びに向かう力・人間性等）

4 各段階における安全教育の目標

(1) 小学校

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。



(2) 中学校

地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。

(3) 高等学校

安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できるようにするとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

(4) 特別支援学校及び特別支援学級

児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の程度等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

5 安全教育の位置付けと3つの領域

学校安全の活動は、児童生徒等が自ら安全に行動したり他の人や社会の安全に貢献したりできるようにすることを目指す**安全教育**と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す**安全管理**、そして両者の活動を円滑に進めるための**組織活動**という3つの主要な活動で構成されており、安全教育と安全管理は学校安全の両輪として相互に関連付けて組織的に行うことが必要である。

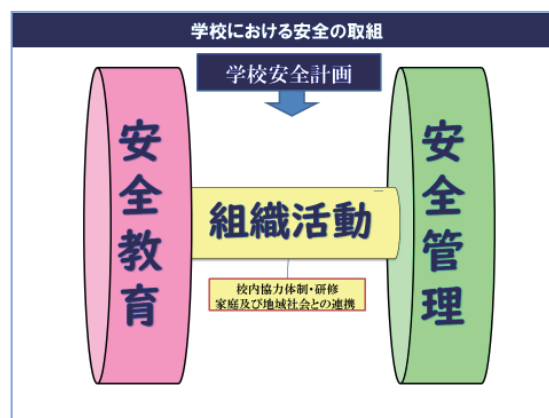
安全教育の内容は、**災害安全、交通安全、生活安全の3領域**について次のように整理される。

災害安全・・・地震・津波災害、気象災害、火山災害、火災、原子力災害等

交通安全・・・様々な交通場面における危険と安全

生活安全・・・日常生活で起こる事件・事故、犯罪被害

これに加え、**新たな危機事象**として、SNSなどインターネットを經由したコミュニケーションツールの多様化に伴う犯罪被害、弾道ミサイル発射や学校等への犯罪予告等の国民保護に関する事案等についても対応が求められる。



【安全教育と安全管理との関連】

安全教育と安全管理は、密接に関連させて進めていく必要がある。日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。個人の行動だけでは十分な安全を確保することは困難である。例えば、生活安全について考えるならば、学校内の施設・設備の安全点検と事後措置とを関連させた生活や行動に関する指導を関連付けて進めることは日常生活での事故を減らすうえで欠かすことができない。また、特に低学年においては、安全についてのきまり・約束事を設定することは、個人の思考・判断を補う上で効果的である。すなわち、安全管理で身に付けた力を活用することによって、より安全な環境づくりを推進していくとともに、安全教育で身に付けた力を活用することによって児童生徒等自身が安全な行動を実践していくことで、学校安全の効果をより一層高めることが可能となる。

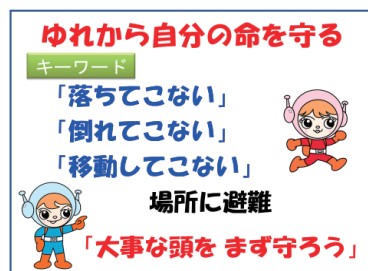
なお、安全教育と安全管理が関連する内容としては、次のような例が考えられる。

- 安全点検結果に基づく安全管理の評価は、その学校の安全管理及び児童生徒等の安全行動の実態を表していることから、安全教育の重要な資料として具体的に活用できる。
- 継続して行う安全管理の評価は、安全教育の成果を表しているという側面もあり、適切な安全教育が行われることが安全管理の成果をより一層高めていくことになる。
- 日常の指導では、学校生活の安全管理として把握した児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考え、進んで安全な行動が実践できる資質・能力を培うことができる。

『『生きる力』を育む学校での安全教育』（平成31年3月文部科学省）から抜粋

自分で判断して行動できるようにする

最大クラスの南海トラフ地震が発生すると、高知県全域で強い揺れに襲われ、26市町村で最大震度7、残りの8市町村でも震度6強になると想定されており、地震発生時には、揺れから身を守ることが第一である。このため、小学校低学年から「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」をキーワードに、自分で判断して安全な場所に身を寄せて頭を守る行動を取ることができるようにする。その際、「机の下にもぐり足を持つ」「ダンゴムシのポーズ」などの行動や姿勢だけを指導するのではなく、「何から避難するのか。なぜその行動が必要か。」を児童生徒等が理解し自分で判断して行動できるようにすることが重要である。



津波の特徴を知る

最大クラスの南海トラフ地震が発生すると、高い津波の襲来が想定されている。本県では、1メートルを超える津波が地震の発生から早いところでは3分で海岸線に押し寄せる、ほぼ全ての海岸線で、津波の最大の高さが10メートルを超えると想定されている。こうした津波から命を守るためには、沿岸部以外に立地する学校も含めて本県の全ての児童生徒等が津波に関する学習をしておく必要がある。

【津波に関する知識（例）】

- ・津波の速さ、高さ、浸水深
- ・津波は繰り返し長い時間押し寄せる、ほぼ半日程度で収まること
- ・揺れが小さくても津波が来ることもあること
- ・30 cmの津波でも足を取られて動けなくなること
- ・自分の住む地域の津波の想定（到達時間、浸水深等）と避難方法
- ・想定を超えることも起こりうること



「南海トラフ地震に備えちよき
(家庭保存版)」

通学時の避難ルートを必ず確認する！

通学時に地震が発生した場合に、落ちてきたり倒れてきたりするものなど、周囲にどのような危険があるのか、津波、液状化、土砂災害等、どのような二次災害が想定されているか、津波からの避難場所はどこか（複数の避難ルートを確認）など、一人一人の通学路上の危険と回避の方法は、どの校種でも必ず確かめておく必要がある。

特に、高等学校など広域に多様な交通手段により通学する学校では、入学後のできる限り早い時期に必ず確かめるよう指導が必要である。その際、生徒全員に配付している「高校生のための防災ハンドブック」や「南海トラフ地震に備えちよき（家庭保存版）」等を活用し、高知県防災マップ等で確認しておく。

高知県防災マップ (<https://bousaimap.pref.kochi.lg.jp/>)

例えば、小学校で防災マップづくりによって地域の危険箇所や避難できる場所などを実際に調べる活動を通して危険への気づきと考察、調べ方を学ぶことを基本とし、中学校、高等学校と学校が変わるタイミングや通学手段や経路が変わる度に必ず自分で確認する機会をつくる。こうした学習の積み重ねにより醸成された防災意識が、将来、新しい場所に移動した際に防災の視点で街を見ることや行動選択の基となることも期待される。生涯にわたって防災意識を持ち行動するための基礎を培う意味でも非常に重要な学習である。

(4) 生活安全 p25

外傷予防と犯罪被害防止

生活安全については、日常生活におけるケガや事故の防止、登下校時や様々な場面で発生する犯罪被害を対象として、「外傷から身を守る」「犯罪から身を守る」の2つの観点で基本的指導事項を整理している。

近年インターネットを媒介とした様々な犯罪被害や意図せず犯罪を助長してしまっている事例も発生していることから、発達段階に応じたSNS等の適切な利用や性犯罪被害防止の観点から、様々な誘惑や自分自身の安易な行動に潜む危険性を認識し、「危険に近付かない」など、自らの行動を律することができるようにする安全教育が求められる。

【外傷から身を守る】

日常生活で発生する様々なケガや熱中症、川や海、池等での水難事故等、様々な事故は、発生の要因や自身の生活習慣や行動に気を付けることで防止できることを理解するとともに、安全を優先した行動選択ができるようにすること。また、事故に遭遇した際の応急手当等の知識と技能を発達段階に応じて身に付けておくことが重要である。

【犯罪から身を守る】

通学路の危険と安全な登下校の仕方、誘拐や暴行・傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方、インターネットを介した犯罪被害とスマートフォンやSNSの適切な利用の仕方等を発達段階に応じて理解し、安全な行動選択ができるようにすることが重要である。

また、登下校の安全を見守ってくれる地域の方々や消防署・警察署など関係機関の働き等によって自分たちの安全が守られていることなどを理解することも重要である。その際、例えば小学校において、地域の方々や保護者と一緒に地域安全マップづくりの活動を通して、地域の危険な場所（誰もが入りやすくて見えにくい場所）や危険を感じた時に避難する場所（「子ども110番の家」等）を確認するとともに、各自の登下校のルートを確認したりすることは最も重要な活動である。

【応急手当と心肺蘇生法】

応急手当については、体育科・保健体育科「保健」において、発達段階に応じて系統的に位置付けられている。AEDの使用を含めた心肺蘇生法については、中学校から「実習を行うものとする」とされ、高等学校卒業までに実技も含めて学ぶこととなっており、社会に出るまでにできるようになることが望まれる。小学校では、AEDがどのような場面で使用されるか、AEDが校内のどこに設置されているかを知っておくことが重要である。

高知県安全教育プログラム（生活安全編）の基本的な指導内容

指導内容はあくまで基本的な内容です。学校種や学校環境（知理的条件、人口環境、自然環境）に応じてさらに加える内容を検討する必要があります。

身の回りにある危険を予測し、自ら回避する！

外傷から身を守る	犯罪から身を守る	
<p>1 ケガや事故を防ぐために</p> <p>【学校生活の安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道具や用具等の正しい使い方を知る 道具を使うときは、周囲の安全に気を配る 登下校時の正しい歩き方を守る 雨天時の濡し方を守る 校内では上向きをききかんと聞く 学校の場では入ってはいけない場所を知り、ルールを守る <p>【運動時の安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動は自分の体調に気を付け、無理をしない プールや体育館、運動場での運動の仕方や種類の使い方を知り、安全に行動する <p>【熱中症の予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱中症の予防しやすい状況を知る 体調管理や適切な水分補給など予防に必要なことを知る 熱中症の症状と応急処置の方法を知る <p>【危険な場所や遊びについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> 川や海、池、田舎での危険を知る 気象条件によって発生する危険を知る 危険物に近づく危険を知る 火気を使用する際の危険を知る （危険な遊具）は「おもちゃ」・「遊具」の類として扱うこと、船に近づくときは必ずライフジャケットを着用する <p>【応急手当について】</p> <ul style="list-style-type: none"> けがの理解と応急処置、連絡の仕方を知る 応急処置、心肺蘇生法等の応急処置を知る（理論と実技 速やか110番通報 AEDの手配） 	<p>2 犯罪被害にあわないために</p> <p>【登下校時の安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> できるだけ道端と一緒に登下校する（1人になる時間帯は避ける） 防犯ブザー・防犯鈴等の活用を知る 登下校時に見守ってくれる地域の人を知る 「防犯安全ポイント」 「2カールロード・リーダー」等 <p>【校内での不審者への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送（音別）」を知り 不審者侵入時の連絡の仕方を知り 指定された場所・立ち止まって待機する <p>【校外での不審者への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分の身を守るための対応を必ず守る（「いかにおすし」「おびなく」） 地域の危険な場所（入りやすく、見えにくい場所）を知る 危険を感じたときに逃げ込む場所を知る（「どこでもいぼいぼ」等） 警察や消防に連絡したときの警察や消防に連絡する（速やか110番通報） 地域における犯罪被害の情報を知る 	<p>3 家族を守る安全</p> <p>【家族との約束】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出かける前には行き先、帰る時刻を家族に伝えておく 留守番をするときの約束を守る 家族の名前や電話番号等を知らない人がかかってくる電話は受話しない 家に帰って空室状態が長時間にわたることを確認する 工休や1人暮らしに気を配る 近隣の外出先を確認することを確認する 家族を1人で留守にしない 賃貸の状況を確認し、万一の火災はすぐに消防に連絡し、火災の発生を知らせない <p>4 地域社会の一員として</p> <p>【自分たちで守る、地域の絆】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の人とのつながりを持つ 地域・社会全体の安全を守る経験や地域の活動に参加する （住む地域、地元の「トロー」等の「モデル」等） 地域の安全のために、自分たちでできる役割を考える

自らの命を守るために必要な資質・能力の発達段階ごとの体系表

※AEDは、自分の命を守ることに有効です。そのため、迅速に発見し適切に呼びかけることを認識しています。

生活安全	「外傷から身を守る」「犯罪から身を守る」					
	小学校低学年	小学校高学年	中学校	高等学校	特別支援学校(※)	
【外傷から身を守る】	<p>日常生活で発生するケガや事故の防止、登下校時や様々な場面で発生する犯罪被害を対象として、「外傷から身を守る」「犯罪から身を守る」の2つの観点で基本的指導事項を整理している。</p> <p>近年インターネットを媒介とした様々な犯罪被害や意図せず犯罪を助長してしまっている事例も発生していることから、発達段階に応じたSNS等の適切な利用や性犯罪被害防止の観点から、様々な誘惑や自分自身の安易な行動に潜む危険性を認識し、「危険に近付かない」など、自らの行動を律することができるようにする安全教育が求められる。</p>	<p>日常生活で発生する様々なケガや熱中症、川や海、池等での水難事故等、様々な事故は、発生の要因や自身の生活習慣や行動に気を付けることで防止できることを理解するとともに、安全を優先した行動選択ができるようにすること。また、事故に遭遇した際の応急手当等の知識と技能を発達段階に応じて身に付けておくことが重要である。</p>	<p>日常生活で発生する様々なケガや熱中症、川や海、池等での水難事故等、様々な事故は、発生の要因や自身の生活習慣や行動に気を付けることで防止できることを理解するとともに、安全を優先した行動選択ができるようにすること。また、事故に遭遇した際の応急手当等の知識と技能を発達段階に応じて身に付けておくことが重要である。</p>	<p>日常生活で発生する様々なケガや熱中症、川や海、池等での水難事故等、様々な事故は、発生の要因や自身の生活習慣や行動に気を付けることで防止できることを理解するとともに、安全を優先した行動選択ができるようにすること。また、事故に遭遇した際の応急手当等の知識と技能を発達段階に応じて身に付けておくことが重要である。</p>	<p>日常生活で発生する様々なケガや熱中症、川や海、池等での水難事故等、様々な事故は、発生の要因や自身の生活習慣や行動に気を付けることで防止できることを理解するとともに、安全を優先した行動選択ができるようにすること。また、事故に遭遇した際の応急手当等の知識と技能を発達段階に応じて身に付けておくことが重要である。</p>	<p>日常生活で発生する様々なケガや熱中症、川や海、池等での水難事故等、様々な事故は、発生の要因や自身の生活習慣や行動に気を付けることで防止できることを理解するとともに、安全を優先した行動選択ができるようにすること。また、事故に遭遇した際の応急手当等の知識と技能を発達段階に応じて身に付けておくことが重要である。</p>
【犯罪から身を守る】	<p>通学路の危険と安全な登下校の仕方、誘拐や暴行・傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方、インターネットを介した犯罪被害とスマートフォンやSNSの適切な利用の仕方等を発達段階に応じて理解し、安全な行動選択ができるようにすることが重要である。</p>	<p>通学路の危険と安全な登下校の仕方、誘拐や暴行・傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方、インターネットを介した犯罪被害とスマートフォンやSNSの適切な利用の仕方等を発達段階に応じて理解し、安全な行動選択ができるようにすることが重要である。</p>	<p>通学路の危険と安全な登下校の仕方、誘拐や暴行・傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方、インターネットを介した犯罪被害とスマートフォンやSNSの適切な利用の仕方等を発達段階に応じて理解し、安全な行動選択ができるようにすることが重要である。</p>	<p>通学路の危険と安全な登下校の仕方、誘拐や暴行・傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方、インターネットを介した犯罪被害とスマートフォンやSNSの適切な利用の仕方等を発達段階に応じて理解し、安全な行動選択ができるようにすることが重要である。</p>	<p>通学路の危険と安全な登下校の仕方、誘拐や暴行・傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方、インターネットを介した犯罪被害とスマートフォンやSNSの適切な利用の仕方等を発達段階に応じて理解し、安全な行動選択ができるようにすることが重要である。</p>	<p>通学路の危険と安全な登下校の仕方、誘拐や暴行・傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方、インターネットを介した犯罪被害とスマートフォンやSNSの適切な利用の仕方等を発達段階に応じて理解し、安全な行動選択ができるようにすることが重要である。</p>
【応急手当と心肺蘇生法】	<p>応急手当については、体育科・保健体育科「保健」において、発達段階に応じて系統的に位置付けられている。AEDの使用を含めた心肺蘇生法については、中学校から「実習を行うものとする」とされ、高等学校卒業までに実技も含めて学ぶこととなっており、社会に出るまでにできるようになることが望まれる。小学校では、AEDがどのような場面で使用されるか、AEDが校内のどこに設置されているかを知っておくことが重要である。</p>	<p>応急手当については、体育科・保健体育科「保健」において、発達段階に応じて系統的に位置付けられている。AEDの使用を含めた心肺蘇生法については、中学校から「実習を行うものとする」とされ、高等学校卒業までに実技も含めて学ぶこととなっており、社会に出るまでにできるようになることが望まれる。小学校では、AEDがどのような場面で使用されるか、AEDが校内のどこに設置されているかを知っておくことが重要である。</p>	<p>応急手当については、体育科・保健体育科「保健」において、発達段階に応じて系統的に位置付けられている。AEDの使用を含めた心肺蘇生法については、中学校から「実習を行うものとする」とされ、高等学校卒業までに実技も含めて学ぶこととなっており、社会に出るまでにできるようになることが望まれる。小学校では、AEDがどのような場面で使用されるか、AEDが校内のどこに設置されているかを知っておくことが重要である。</p>	<p>応急手当については、体育科・保健体育科「保健」において、発達段階に応じて系統的に位置付けられている。AEDの使用を含めた心肺蘇生法については、中学校から「実習を行うものとする」とされ、高等学校卒業までに実技も含めて学ぶこととなっており、社会に出るまでにできるようになることが望まれる。小学校では、AEDがどのような場面で使用されるか、AEDが校内のどこに設置されているかを知っておくことが重要である。</p>	<p>応急手当については、体育科・保健体育科「保健」において、発達段階に応じて系統的に位置付けられている。AEDの使用を含めた心肺蘇生法については、中学校から「実習を行うものとする」とされ、高等学校卒業までに実技も含めて学ぶこととなっており、社会に出るまでにできるようになることが望まれる。小学校では、AEDがどのような場面で使用されるか、AEDが校内のどこに設置されているかを知っておくことが重要である。</p>	<p>応急手当については、体育科・保健体育科「保健」において、発達段階に応じて系統的に位置付けられている。AEDの使用を含めた心肺蘇生法については、中学校から「実習を行うものとする」とされ、高等学校卒業までに実技も含めて学ぶこととなっており、社会に出るまでにできるようになることが望まれる。小学校では、AEDがどのような場面で使用されるか、AEDが校内のどこに設置されているかを知っておくことが重要である。</p>

II 安全教育の実際

学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要である。具体的には、安全教育の目標を明確化し、各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して、安全教育全体計画・学校安全計画に位置付け、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することが求められる。その際、家庭や地域社会との連携及び校種間の連携にも考慮することが重要である。

また、児童生徒等の意識の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくなど、カリキュラム・マネジメントの確立を通じて地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが求められる。

1 学校教育活動全体を通じた計画的な指導

(1) 安全教育全体計画・学校安全計画に基づく計画的な安全教育の実施

学校における安全教育は、学校の教育活動全体を通じて行われるものである。

安全教育の目標を実現するため、各学校で児童生徒等に育成を目指す安全に関する資質・能力を明らかにし、様々な機会における指導を密接に関連付けながら安全教育全体計画・学校安全計画に位置付け、教職員の共通理解を図るとともに、地域の関係機関・団体等を含めた協力体制を整備し、意図的、計画的に推進する必要がある。

なお、朝の会、帰りの会などの短時間での指導や休み時間など、その場に応じた適切な指導にも配慮し、計画的な指導と関連付けることも大切である。

【安全教育全体計画】

安全教育全体計画は、学校における安全教育の基本的な考え方とともに、各学校で安全教育の目標を設定し、学校の全教育活動を通じて目標を実現するための方策等を体系的に示した計画である。

【学校安全計画】

学校安全計画は、学校保健安全法第 27 条において、「児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」とされている。

各学校において、安全教育の方針に基づき、安全点検や各種訓練等の安全管理の計画や教職員の研修、保護者や地域、関係機関等と連携した各活動等と関連付けて年間の指導計画として策定するものである。

上記の安全教育全体計画の方針に基づき、各教科等の指導内容を踏まえ、1年間の流れや、各学年間のつながりを考慮し、教科等横断的な視点で系統性・整合性を検討して年間指導計画を作成し実践していくことが重要である。その際、教職員一人一人が、自身の担当する学年・教科の内容のみならず、担当学年の他の教科等の安全に関する内容や他学年の内容を把握し、自分の担当学年・教科の指導を見直すとともに、教職員間の情報共有や効果的な実践にしていけることが求められる。

また、安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなど、様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような工夫が必要である。さらに、校内における安全教育と家庭や地域社会における活動等との関連も欠くことができないものである。こうした安全教育の実践方法も含め全体を俯瞰して検討するためにも学校安全計画を全教職員が把握しておくことが重要である。

2 学習指導要領における安全教育の位置付け

小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）において、次のように規定されている。

特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。
(第1章 総則 第1 2 (3))

※中学校学習指導要領(平成29年3月告示)、高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)、特別支援学校高等部学習指導要領(平成31年2月告示)にも同様に安全教育について規定されている。

安全に関する指導については、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとしている。特に、様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い児童生徒等を取り巻く安全に関する環境も変化していることから、身の回りの生活における安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要であるとしている。その際、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(カリキュラム・マネジメント)に努めることが重要である。

このように、安全教育は、教科等横断的な視点で学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。

【「防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）」】

小学校、中学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について、育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し通覧性を重視して作成した表が「防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）」として、小学校学習指導要領解説総則編の付録（中学校も同様に記載）に掲載されている。

『『生きる力』を育む学校での安全教育』（平成31年3月 文部科学省）にも高等学校、特別支援学校の内容を追記して掲載されており、その内容を本資料p63 から掲載している。

このうち、各教科等における具体的な記述例の主なものは次のとおりである。

（1）小学校

体育科では、例えば、第5学年の保健領域において、「けがの防止」として、「交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止」「けがの手当」を取り上げ、けがの発生要因や防止の方法、簡単な応急手当等について学習することとされている。

社会科では、例えば、第3学年で「地域の安全を守る働き」、第4学年で「人々の健康や生活環境を支える事業」「自然災害から人々を守る活動」、第5学年で「我が国の国土の自然環境と国民生活との関連」、第6学年で「国や地方公共団体の政治」等について学習することとされている。

理科では、例えば、第4学年「B（3）雨水の行方と地面の様子」、第5学年「B（3）流れる水の働きと土地の変化」「B（4）天気の変化」、第6学年「B（4）土地のつくりと変化」等について学習することとされている。

特別活動では、例えば、「[学級活動]（2）ウ 心身共に健康で安全な生活態度の形成」で「現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること」「[学校行事]（3）健康安全・体育的行事」で「事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得」等について学習することとされている。

（2）中学校

保健体育科では、例えば第2学年の保健分野において「傷害の防止」として、「交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因」「交通事故などによる傷害の防止」「自然災害による傷害防止」「応急手当の意義実際」を学習することとされている。

社会科では、例えば、地理的分野において、「日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること」とされている。また、公民的分野において、現代日本の特徴として、「情報化」を学習する際に、「防災情報の発信・活用などの具体的事例を取り上げること」が例示されている。

理科では、例えば、第2分野において、「大地の成り立ちと変化」で「自然の恵みと火山災害・地震災害」を、「気象とその変化」で「自然の恵みと気象災害」等を学習することとされている。

技術・家庭科では、例えば、技術分野において、「電気機器や屋内配線等の生活の中で使用する製品やシステムの安全な使用についても扱う」こととされている。また、家庭分野において、「自然災害に備えた住空間の整え方についても扱う」こととされている。

特別活動では、例えば、「[学級活動] (2) エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成」で「事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること」「[学校行事] (3) 健康安全・体育的行事」で「事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得」等について学習することとされている。

(3) 高等学校

保健体育科では、例えば、科目「保健」においては、「(2) 安全な社会生活」として、「安全な社会づくり」「応急手当」を学習することとされている。

地理歴史科の「地理総合」では、例えば、「C (1) 自然環境と防災」において、「地域の自然環境の特色と自然災害への備えや対応との関わりとともに、自然災害の規模や頻度、地域性を踏まえた備えや対応の重要性などについて理解する」ことや、「地域性を踏まえた防災」について、「自然災害への備えや対応などを多面的・多角的に考察し、表現する」こととされている。

理科の「地学基礎」では、例えば、「地球のすがた」において、「火山活動と地震の発生の仕組みをプレートの運動と関連付けて理解する」こと、「変動する地球」において、「日本の自然環境を理解し、それらがもたらす恩恵や災害など自然環境と人間生活との関わりについて認識する」こととされている。

家庭科の「家庭基礎」では、例えば、「B (3) 住生活と住環境」において、「防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について理解する」ことや、「防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫する」こととされている。

特別活動では、「[ホームルーム活動] (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」において、「事件や事故、災害等から身を守り安全に行動する」こと、「[学校行事] (3) 健康安全・体育的行事」において、「事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得」等について学ぶこととされている。

(4) 特別支援学校

児童生徒等の安全に留意するためには、まず一人一人の障害の状態を適切に把握することが必要であり、それには、学級担任や養護教諭をはじめとして、児童生徒等に日常的に接する教職員の継続的な観察と情報交換が必要である。また、安全教育を効果的に進めるためには、各教科及び学級活動（ホームルーム活動）、自立活動においてはもちろん、教育活動全体を通じて、組織的、計画的な取組が必要であり、校内外の専門家との連携を図るなど、安全教育を推進する体制づくりが必要である。

特別支援学校独自の教科における指導としては、知的障害者である児童生徒等に対する教育を行う特別支援学校小学部の生活科において、1段階「身の回りの安全に気付き、教師と一緒に安全な生活に取り組もうとすること」「安全に関わる初歩的な知識や技能を身に付けること」、2段階「身近な生活の安全に関心をもち、教師の援助を求めながら、安全な生活に取り組もうとすること」「安全や防災に関わる基礎的な知識や技能を身に付けること」、3段階「日常生活の安全や防災に関心をもち、安全な生活をするよう心掛けること」「安全や防災に関わる知識や技能を身に付けること」が示されている。

実際の指導では、「危険防止」や「交通安全」「避難訓練」などを取り扱い、「危険防止」については、危ないことや危険な場所について知るとともに、場所や状況に応じて、自分自身を守れるように適切な行動をとること、道具の正しい使い方を知ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、日常の実際の生活の中で、危険な場所や状況に近付かないことや回避することなどをきめ細かく指導することが大切である。「交通安全」については、安全に気を付けながら道路を横断すること、信号や標識の意味を知って守ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、交通安全は日常の社会生活を送る上での基本的な事項であり、直接、生命に関わることであるため、児童の実態を的確に把握し、登下校の場だけでなく、その状況に合わせて指導する必要がある。そのほか、避難訓練の重要性を知るとともに、教師等の指示に従って避難することなどを身に付けて、災害時に適切な行動ができるようにすることなども取り扱う必要がある。

中学部保健体育科では、目標に「自分の生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする」「健康・安全についての自分の課題を見付け、その解決に向けて自ら思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う」ことが位置付けられている。

3 指導の実際

(1) 避難訓練の改善

消防法や学校保健安全法に位置付けられている避難訓練は、各学校の**危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）**に基づき、避難経路や避難方法等の対応を確認し、検討・改善するために実施する教職員の活動である。

一方、特別活動における学校行事等に位置付けた実践的な教育活動として、防災や防犯の視点で実施されている。

こうした避難訓練は、近年、緊急地震速報の報知音等を活用し、例えば昼休みや清掃活動等の様々な時間に児童生徒等に予告なしで実施するなど、改善が図られている。一方で、依然として放送や教員の指示で「机の下にもぐる」「屋外へ避難」等を促す訓練にとどまっている学校も見られ、「真剣さを欠く」という生徒自身の声も聞かれるところである。

教職員で避難訓練の意義や目的を明確化し、訓練の事前・事後指導や日常の防災学習と関連付け、災害リスクを踏まえた実践的・効果的な避難訓練の実施が求められる。

また、避難訓練を、「それまでの安全教育で身に付けた知識・技能を生かして自らの判断で行動できるか」という視点で実施することは、安全教育の充実を図るうえで非常に効果的である。例えば、前述のように緊急地震速報を活用した予告なし訓練の実施に際しては、事前や事後に次のような学習とセットで実施することが考えられる。

- 地震が発生した際の危険を考える（映像資料等をもとに具体的にイメージ）
- 校内の様々な場所で発生する危険を予測する
- 揺れから身を守る行動を考える（様々な物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で頭を守る

避難訓練の意義（防災教育の観点）

- >なぜ訓練をするのか？
- >何から？なぜ逃げる必要があるのか。
- >何を備えるべきか？

大切なのは、訓練の意味を知らせておくこと！
 訓練での児童生徒の行動を見取り課題を把握する
 ○自分の判断で行動できたか？
 ○教科等の学習で身につけた知識や技能が生かされたか？

自らの命を守るために必要な知識・技能
 ～訓練を通して自分の状況を確認する～

こうした訓練は、短時間で実施できるため、全ての学校で年間1度は事前、事後指導と併せて効果的に取り入れることが望まれる。

その際、「教職員の行動を確認する避難訓練」と「安全教育の視点での訓練」とを、目的を明確にして実施することが重要である。

(2) 教科等における系統的な指導

【交通安全の例】

交通安全については、従前から体育科・保健体育科「保健」の中で系統的に位置づけられている。

小学校「保健領域 第5学年」では、交通事故や身の回りの生活の危険などを取り上げ、けがの起こり方とその防止、けがの悪化を防ぐための簡単な手当などの知識及びけがの手当の技能と、けがの防止に関する課題を解決するための思考力、判断力、表現力等などを中心として構成されている。

中学校「保健分野 第2学年」では、交通事故や自然災害などによる傷害は人的要因、環境要因及びその相互の関わりによって発生すること、交通事故などの傷害の多くはこれらの要因に対する適切な対策を行うことによって防止できること、また、自然災害による傷害の多くは災害に備えておくこと、災害発生時及び発生後に周囲の状況に応じて安全に行動すること、災害情報を把握することで防止できること、及び迅速かつ適切な応急手当は傷害の悪化を防止することができることなどの知識及び応急手当の技能と、傷害の防止に関する課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を中心として構成されている。

高等学校「科目保健」では、様々な事故等の発生には人的要因や環境要因が関わること、交通事故などの事故の防止には、周囲の環境などの把握や適切な行動が必要であること、安全な社会の形成には、個人の安全に関する資質の形成、環境の整備、地域の連携などが必要であること、また、個人が心肺蘇生法を含む応急手当の技能を身に付けることに加え、社会における救急体制の整備を進める必要があることなどを中心に構成されている。

(3) 特別活動における指導

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

特別活動では、各教科等で育成した資質・能力を、集団や自己の生活上の課題の解決に向けた実践の中で活用することにより、実生活や実社会で活用できるものにする役割を果たすものである。例えば「防災」に関しては、社会科で地域の地形の特徴や過去の自然災害について学び、理科で自然災害につながる自然の事物・現象の働きや規則性などを学んだりしたことを生かしながら災害に対してどのように身を守ったらよいのか、実際に訓練しながら学ぶ。こうしたことを通して、各教科等で学んだ知識や技能などの資質・能力が、実生活において活用可能なものとなっていく。安全教育についても、各教科等の特質に応じて育まれた資質・能力を、実践的な集団活動を通して、統合的で汎用的な力に変え、実生活や実社会で活用できるようにすることが求められる。

【学級活動（ホームルーム活動）における安全に関する指導】

学級活動（ホームルーム活動）における安全に関する指導については、（２）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全において、次のように示されている。

- 小学校 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。
- 中学校 エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。
- 高等学校 オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立
節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

（小学校）

小学校においては、学級・学校生活における安全に関する問題に自ら気付き、必要な情報を進んで収集し、よりよい解決方法を考えて、安全を保持増進するための的確な意思決定や行動選択を行うなどの活動が中心となる。

こうした活動において育成を目指す資質・能力については、例えば、防災を含め、日常及び災害時の安全確保には正しい知識が大切であることを理解することなどが考えられる。

安全に関する指導としては、防犯を含めた身の回りの安全、交通安全、防災など、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解する内容が挙げられるほか、進んできまりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成するなどの内容が考えられる。

なお、安全に関する指導については、関係団体や外部講師等の協力を得て実施される健康教室、防災教室、交通安全教室、避難訓練などの学校行事と関連付けて指導を行うことが重要である。また、防犯や交通安全、防災の指導を行うに当たっては、保護者や地域と連携するなどして作成した安全マップを活用するなど、日常生活で具体的な実践ができるよう工夫することが大切である。

（中学校）

中学校においては、安全に関する問題を把握し、必要な情報を適切に収集し、課題解決や安全の保持増進に向けた意思決定とそれに基づく実践などの活動が中心となる。

こうした活動において育成を目指す資質・能力としては、例えば、日常及び災害時の安全確保に向けた正しい情報の収集と理解ができるようになることや安全に配慮した的確な行動がとれるようになること、状況に応じて自他の安全を確保する態度を育てることなどが考えられる。

具体的な活動の工夫としては、防犯を含めた生活安全や自転車運転時の交通安全に関すること、種々の災害時の安全に関すること等の題材を設定し、事故発生状況や危険箇所の調査結果を基にした話し合い、危険を感じた体験に基づく感想や発表、安全マップの作成、実技を通じた学習、ロールプレイングなど様々な方法が考えられる。防災に関しては地域の地理、自然の特性など地域に関して教科等横断的に学ぶ中でその意識を高めていくこと、安全に関しては、日常生活に潜む様々な危険を予測したり、問題解決の方法を話し合ったりすることで、生活を安全に保つために必要な事柄の理解を深める活動が考えられる。

(高等学校)

高等学校においては、中学校と同様に、安全に関する問題を把握し、必要な情報を適切に収集し、課題解決や安全の保持増進に向けた意思決定とそれに基づく実践などの活動が中心となる。

こうした活動において育成を目指す資質・能力としては、日常及び災害時の安全確保に向けた正しい情報の収集と理解ができるようになることや安全に配慮した的確な行動がとれるようになること、状況に応じて自他の安全を確保する態度を育てることなどが考えられる。

具体的な活動の工夫としては、中学校において記載した指導上の工夫に加え、地域の安全や防災に関わる活動において、既に高校生が力を発揮している事例を取り上げることも有効である。

高知県安全教育プログラムでは、震災編、気象災害編、交通安全編、生活安全編の具体的な指導事例として、学級活動（ホームルーム活動）の時間の展開例を掲載している。

(4) 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間において、例えば、「地域の防災」をテーマとした探究的な学習の一環として「防災マップ」をつくることがある。その際、教科等と関連付けて次のような流れが考えられる。

第5学年では理科「流れる水のはたらきと土地の変化」で雨の降り方によって流れる水の働きと土地の変化との関係について学習したことをきっかけに地域の土砂災害の危険を調べてマップにまとめる。理科の学習で、簡易な実験器具を活用して流水の作用を調べる。総合的な学習の時間では、地域の地質の状況を地質学の専門家とともに調査し、フィールドワークで気づいた地域の土砂災害の危険等をマップにまとめる。そして、調べたことを他学年、保護者や地域の方に伝える。こうした一連の活動を通して、児童が探究的な学び方を身に付けるとともに、学んだことを他者に伝えることを通してより深い理解につなげることも可能である。



4 目標設定と指導計画モデル

安全教育は、様々な教科等に位置付けられた内容を有機的に関連付けた指導が重要である。そのためには、防災を含む安全に関する内容について、教科等における位置付けや具体的な学習内容など、状況を確実に把握し、安全に関する指導として、学校安全計画に適切に位置付けるなど、全教職員が理解しておく必要がある。

以上のように、目標を明確化した教科等横断的な安全教育の充実のために、これまで述べてきたような、学年・教科間のつながりを意識した指導計画をパッケージ化した例を p45 から掲載している。

この事例については、震災編では、例えば小学校第2学年における「校区探検に行こう ～地震や津波から自分を守ろう～」をテーマとして生活科と学級活動を関連付けた例など、学年ごとの計画を掲載している。

気象災害編、交通安全編、生活安全編については、小学校から高等学校までを1枚にまとめ、各教科等における具体的な内容を記載するとともに全体のつながりが見えるように例示している。

こうした事例を参考に、各学校において、目標を明確化した年間指導計画を検討することで、安全教育の質的向上を図ることが望まれる。

Ⅲ 安全教育の評価と指導の改善

Ⅰ 安全教育における評価

安全教育において評価を行うことは、安全教育の目標がどの程度達成されたか、その状況を知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。カリキュラム・マネジメントの一環として、安全教育において児童生徒等の意識の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくことが求められている。

安全教育の評価においては、ややもすると事故の発生件数のみによって、その成果を測定しがちである。しかし、事故は危険な状況や行動の一部が結果として現れたものである。児童生徒等は、安全教育を通じて安全に関する望ましい資質・能力を身に付け、その行動の結果として事故等の発生が防止できる。したがって、安全教育の評価においては、多様な側面から評価を行うことが重要である。例えば、安全に関する知識・技能、態度等は、安全教育を評価する上で基本的かつ重要な内容である。また、児童生徒等の行動が事故防止に直接つながることが期待できる。これらは、現在の生活における安全行動を反映するとともに、将来の生活においても重要な意味をもつ。そして、評価によって得られた情報は、今後の安全教育を改善するうえで貴重な資料となる。

また、学校安全計画に盛り込まれたことが

- 適切に実施されていたか
- 内容や方法が適切であったか
- 指導体制が確立していたか
- 日程や時間に問題がなかったか
- 活用した資料等の教材や講師等の人的資源は有効であったか
- 安全教育に関する活動の連携が図れていたか

などは、学校安全計画の検証・改善の視点として非常に重要である。

こうした視点をもって、次の「2 安全教育の評価の方法」で説明するように、児童生徒等の状況、事故等に関する客観的数値と実際の取組を合わせ検証し、次年度の計画を作成し必要な資源の確保を図ることが安全教育の質的向上の観点からも非常に重要である。

2 安全教育の評価の方法

安全教育を評価するための方法としては、質問紙法、面接法、観察法などが用いられる。また、ポートフォリオや作文、レポート、作品、話し合いなど多様な活動を評価の対象とすることもできる。

質問紙法や面接法は、安全教育によって児童生徒等が身に付けた知識や態度を把握する上では最も一般的な方法である。しかし、質問の内容の妥当性・信頼性について検討する必要があり、また、回答は児童生徒等の主観的なものになりがちである。

一方観察法は、特に児童生徒等の実際の行動等を調べる上で有効な方法である。また、質問紙調査が難しい年少者に対しても使用することが可能である。しかし、観察したときの行動が、その児童生徒等の行動全体を表しているかなどの問題点もある。このようにそれぞれの評価方法には長所・短所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、多面的・多角的な評価を進めていくことが必要である。

児童生徒等だけではなく、保護者への質問などから得られた情報も貴重である。また、学校教育の評価とあわせ、指導計画についても見直していく必要がある。その際、評価を行う項目としては、次のような内容が挙げられる。

〈安全教育の評価 ～災害安全・交通安全・生活安全それぞれに対して～〉

- 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。
- 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。
- 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。
- 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

〈学校教育の評価〉

- 全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携が図れているか。
- 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか。
- 安全管理との連携が図れているか。
- 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。
- 指導の内容や方法に課題はないか。
- 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
- 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。